

テクニカル上場の手引き

日本取引所自主規制法人
上場管理部

2011年 6月
2025年 4月改訂

改訂版 はしがき

今日、わが国上場会社によるM & Aは活発に行われており、企業経営における重要な役割を果たしています。株式会社東京証券取引所では、上場会社による機動的なM & Aをサポートする一つの手段として、株式移転や株式交換等によって上場廃止となる上場会社の株主に継続的な株式流通の場を提供することを可能とするテクニカル上場制度を設けており、近年、多くの上場会社によって活用されています。

「テクニカル上場の手引き」は、テクニカル上場を企図される上場会社や市場関係者の皆様がテクニカル上場の事前準備をより円滑に進められるように、日本取引所自主規制法人にて取りまとめたものです。本書では、テクニカル上場制度の概要に加えて、テクニカル上場される上場会社の皆様からお問い合わせをいただくことが多い審査スケジュールや、提出書類及び記載事項について可能な限り具体的に解説しています。

本書が、テクニカル上場をご検討中の上場会社や市場関係者の皆様のご理解を深める一助となれば幸いです。

2018年11月
日本取引所自主規制法人
上場管理部

目 次

1. テクニカル上場とは.....	1
2. テクニカル上場の手続きの流れ.....	3
(1) 上場申請日まで.....	6
(2) 上場申請日	7
(3) 上場申請日から上場承認日まで	7
(4) 上場承認日	8
(5) 上場承認日から上場日まで.....	8
(6) 上場日	9
(7) 上場日以降	9
3. テクニカル上場審査の基準	10
4. テクニカル上場に伴う費用について	14
5. Q & A	15
別表Ⅰ 上場申請日提出書類一覧	19
別表Ⅱ 上場審査期間中に提出を要する書類一覧.....	23
別表Ⅲ 上場承認後に提出を要する書類一覧	24
【上場日前日までに提出を要する書類】	24
【上場日に提出を要する書類】	26
【上場後速やかに提出を要する書類】	28

[凡例]

- ・ 本書では、以下の略語を用いています。

用語	略語
株式会社日本取引所グループ	JPX
株式会社東京証券取引所	東証
日本取引所自主規制法人	当法人
日本取引所自主規制法人上場管理部	上場管理部
株式会社東京証券取引所上場部	上場部
有価証券上場規程	規程
有価証券上場規程施行規則	施行規則
有価証券上場規程及び有価証券上場規程施行規則	規程等
会社情報適時開示ガイドブック	ガイドブック
上場会社向けナビゲーションシステム ¹	上場会社ナビ

- ・ 以上のほか、本書で使用される用語の意味は、文脈上別の意味に解される場合又は明示的に定義している場合を除いて、有価証券上場規程等に定義される用語と同じ意味で用いています。
- ・ 本書における解説の内容や有価証券上場規程等の条文番号は、2025 年 4 月現在のものです。
- ・ 今後、有価証券上場規程等の改正に伴って、テクニカル上場の制度が変更される可能性がございます。最新の有価証券上場規程等については JPX ウェブサイトをご参照ください。(<http://jpx-gr.info/>)

¹ 適時開示ガイドブックに掲載している内容や開示実務等に関するよくある質問等を HTML 形式で公開しているウェブサイトです。(<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/index.html>)

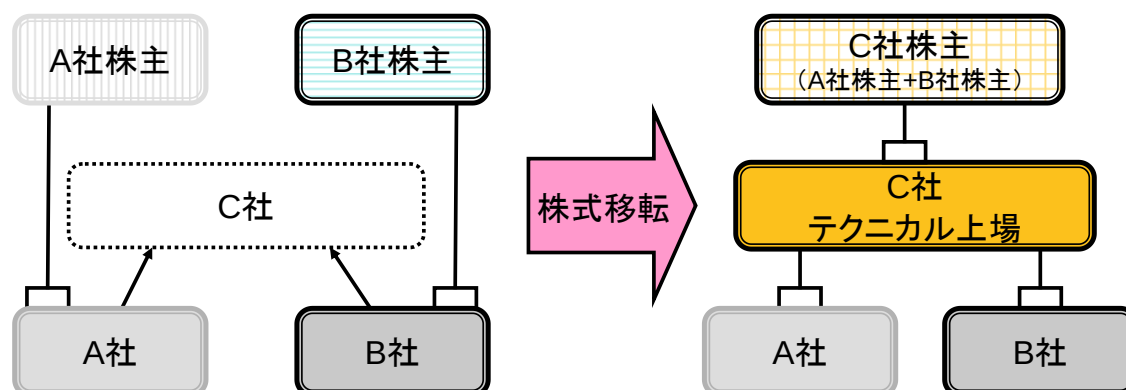
1. テクニカル上場とは

テクニカル上場とは、東証に上場している会社（以下「上場会社」といいます。）が、東証に上場していない会社（以下「非上場会社」といいます。）と合併することによって解散する場合や、株式移転・株式交換により非上場会社の完全子会社となる場合等に、当該非上場会社が発行する株券について、流通株式数等の流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です²。

このような場合には、上場会社としての実績があった会社が非上場会社にいわば引き継がれた状況であると評価しうることから、通常の新規上場審査よりも簡略化された手続きにより非上場会社の株券を速やかに上場させることで、非上場会社に過度の負担を強いることなく、上場会社の株主に継続的な株式流通の場を提供することが可能になります。

テクニカル上場が行われる主なケースとしては、次のようなものが考えられます。

ケース 1：株式移転



【主なポイント】

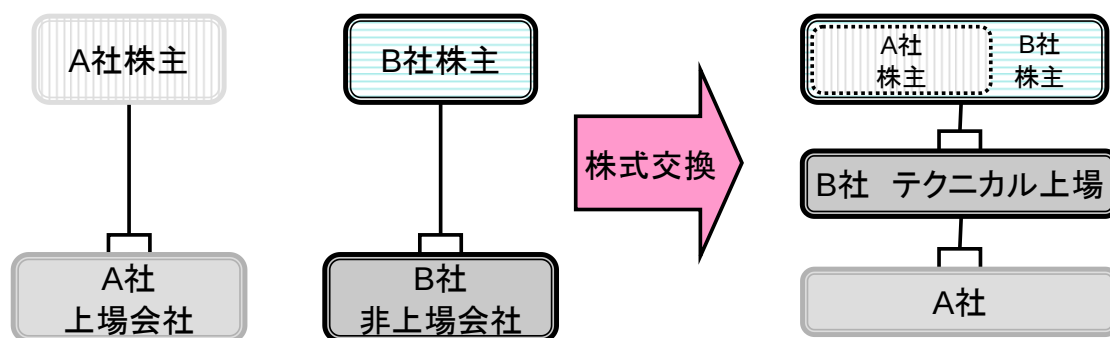
- ✓ 株式移転に伴うテクニカル上場を行うためには、図のA社又はB社の少なくともいずれかが上場会社であればよく、非上場会社が株式移転の当事会社に含まれていてもテクニカル上場は可能です。
- ✓ 株式移転に伴うテクニカル上場は、図のように、A社及びB社が株式移転を行い持株会社であるC社を設立する場合において、C社の株券について一定期間内に上場を申請すること³により行われます。
- ✓ A社又はB社の上場株券は、株式移転の効力発生日の2営業日前の日に上場廃止となります⁴。

² 規程第208条、第209条、第214条、第215条、第220条、第221条。なお、本書では、内国会社によるスタンダード市場、プライム市場及びグロース市場へのテクニカル上場について記載しています。その他のテクニカル上場については、東証又は当法人に個別にお問い合わせください。

³ 施行規則第216条第1項、第229条、第242条。以下同様です。

⁴ 規程第601条第1項第13号、施行規則第601条第11項第1号b、第603条第1項第5号

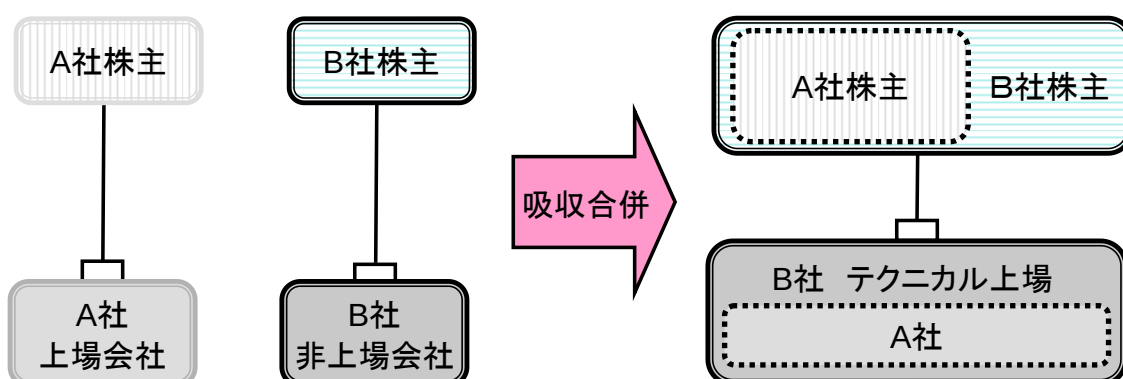
ケース 2：株式交換



【主なポイント】

- ✓ 株式交換に伴うテクニカル上場は、図のように、上場会社であるA社が完全子会社、非上場会社であるB社が完全親会社となる株式交換を行う場合において、B社の株券について一定期間内に上場を申請することにより行われます。
- ✓ A社の上場株券は、株式交換の効力発生日の2営業日前の日に上場廃止となります⁵。

ケース 3：吸収合併



【主なポイント】

- ✓ 吸収合併に伴うテクニカル上場は、図のように、上場会社であるA社を消滅会社、非上場会社であるB社を存続会社とする吸収合併を行う場合において、B社の株券について一定期間内に上場を申請することにより行われます。
- ✓ A社の上場株券は、吸収合併の効力発生日の2営業日前の日に上場廃止となります⁶。

本書では、株式移転、株式交換及び吸収合併（併せて以下「株式移転等」といいます。）に伴い、株式移転等

⁵ 規程第 601 条第 1 項第 13 号、施行規則第 601 条第 11 項第 1 号 b、第 603 条第 1 項第 5 号

⁶ 規程第 601 条第 1 項第 4 号、施行規則第 601 条第 4 項第 2 号 a の (b)、第 603 条第 1 項第 3 号

の効力発生日と同日に上場するテクニカル上場についてご説明いたします⁷。

なお、本書は、テクニカル上場に当たっての一般的な留意事項等について記載しております。事案に応じた個別具体的な内容については東証及び当法人にご相談ください。

⁷ 他のテクニカル上場については、東証又は当法人に個別にお問い合わせください。なお、上場会社と非上場会社との株式移転等に伴うテクニカル上場の場合には、テクニカル上場に係る審査だけでなく、いわゆる裏口上場を防止するために、上場廃止となる不適当な合併等（規程第 601 条第 1 項第 5 号 b）に係る審査が必要になることがあります。不適当な合併等については、上場会社ナビ（<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge6862.html>）又はガイドブックの「第 3 編第 2 章 上場会社に対する自主規制の概要【不適当合併等に係る上場廃止審査の概要】」や後記 5.Q2 及び Q3 をご参照いただくほか、東証又は当法人に個別にお問い合わせください。

2. テクニカル上場の手続きの流れ

上場会社が株式移転等を行うとともに、テクニカル上場をしようとする場合には、会社法や金融商品取引法上の手続き等のほかに、規程等に基づき東証及び当法人へのテクニカル上場申請に係る手続きを行うことが必要になります⁸。

以下では、株式移転等を行う上場会社（以下「上場当事会社」といいます。）及びテクニカル上場により上場することとなる株式会社（以下「新規上場会社」といい、上場当事会社と併せて以下「上場当事会社等」といいます。）による株式移転等に係る適時開示の事前相談からテクニカル上場に至るまでの手続きの概要とスケジュールの一例をご説明いたします。

以下に記載しております上場日までの様々な手続き等に不備があった場合には、テクニカル上場を当初の計画どおり円滑にできなくなる可能性がありますので、慎重にご準備ください。

⁸ テクニカル上場の申請は東証（上場部）に対して行いますが、東証へテクニカル上場の申請がなされた株券については、東証から委託を受け東証市場の自主規制業務を行っている当法人（上場管理部）が、審査基準に基づき上場適格性を有するか否かについて審査します。審査の結果、テクニカル上場の申請がなされた株券について上場適格性が認められた場合には、当法人から東証に対して審査結果を通知し、当該審査結果に基づき、東証（上場部）により上場承認に係る手続きが行われた後、東証市場に上場されます。このように、テクニカル上場に係る手続きは、主に上場部と上場管理部の二つの部署が担当することとなります。

【3 月期決算の上場当事会社が 10 月 1 日を株式移転等の効力発生日として同日にテクニカル上場を行う場合の手続きの概要とスケジュール例】

上場当事会社又は新規上場会社による手続きの概要	スケジュール例 ⁹
(1) 上場申請日まで	
- 株式移転等に係る事前相談 - 株式移転等に係る適時開示 - テクニカル上場に係る事前相談 (定時) 株主総会承認決議	株式移転等に係る決議日の 10 日前まで 株式移転等に係る決議日 5 月末まで 6 月末まで
(2) 上場申請日	
- テクニカル上場の申請 - 上場申請日提出書類（本書別表Ⅰ）の提出 - 上場申請日から上場日までのスケジュールの再確認 - 上場審査料と新規上場料その他の手続きの確認	8 月 1 日
(3) 上場申請日から上場承認日まで	
- テクニカル上場に係る審査への対応 - 上場審査期間中に提出を要する書類（本書別表Ⅱ）の提出 - 業績予想等に係る適時開示	8 月中 8 月中 8 月 1 日以降速やかに
(4) 上場承認日	
テクニカル上場承認の公表	9 月 1 日
(5) 上場承認日から上場日まで	
- 上場日前日までに提出を要する書類（本書別表Ⅲ①）の提出 - 上場審査料の支払い	9 月中 9 月末まで
(6) 上場日	
- 上場日に提出を要する書類（本書別表Ⅲ②）の提出 - 業績予想等に係る適時開示	10 月 1 日 10 月 1 日
(7) 上場日以降	
- 上場後速やかに提出を要する書類（本書別表Ⅲ③）の提出 - 完全子会社又は消滅会社の決算発表 - 新規上場料の支払い	10 月 1 日以降 11 月末まで

⁹ 以下のスケジュールは、規程等に基づく最短スケジュールではありません。株式移転等の効力発生日と同日にテクニカル上場を行う場合におけるガイドブックの要請事項や過去の事例を踏まえて考えられるスケジュールの一例を示したものです。

(1) 上場申請日まで

上場会社が株式移転等を行うことについて決定した場合、直ちにその内容を適時開示することが必要です¹⁰。株式移転等に伴いテクニカル上場を予定している場合には、株式移転等に係る事前相談が必要になりますので、この事前相談は遅くとも公表予定日の 10 日前までに必ず上場部に対して行うようにしてください¹¹。この事前相談時には、適時開示資料（案）又は当該株式移転等の内容を記載した書面を上場部にご提出ください¹²。

なお、上場会社が株式移転等を行う場合には、株式移転等に係る契約書や法定事前・事後開示書類の写し等、当該株式移転等に係る所定の書類を、それぞれ適切な時期に上場部に対して提出することが必要となります¹³。

また、株式移転等の適時開示に係る事前相談とは別に、上場日¹⁴の 4 か月前の日まで¹⁵にテクニカル上場に係る審査（以下「テクニカル上場審査」といいます。）を担当する上場管理部に、テクニカル上場に係る事前相談を行っていただくようお願いいたします。テクニカル上場に係る事前相談の日程等については、株式移転等に係る事前相談後に、テクニカル上場審査を担当する上場管理部担当者から上場会社担当者にご連絡いたします¹⁶。

テクニカル上場に係る事前相談では、上場管理部から、上場申請日に提出を要する書類（本書別表 I）（以下「上場申請日提出書類」といいます。）とその作成に当たっての留意事項及び上場日までのスケジュールについてご説明いたします。

¹⁰ 規程第 402 条第 1 項第 1 号 i、j、k

¹¹ 事前相談については、まずは上場部における各上場会社担当者にご連絡ください。

¹² 事前相談の日程や算定書の要否については、上場会社ナビ

（<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge6782.html>）又はガイドブックの「第 2 編第 1 章 10. 合併等の組織再編行為」をご参照ください。

¹³ 施行規則第 417 条第 1 項第 6 号、第 7 号、第 8 号。必要な書類や提出時期等の詳細については、上場会社ナビ

（<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge7751.html>）、ガイドブックの「第 5 編〔2〕内国株式関係の提出書類一覧」又は JPX ウェブサイト（<https://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/doc/domestic-stock/index.html>）をご参照ください。

¹⁴ 上場日については、上場廃止日から新規上場会社の株券の上場日までの期間を最短とするため、実務上一般的に、株式移転等の効力発生日と同日にテクニカル上場を行う方法がとられています。なお、前記 1.のとおり、株式移転等の効力発生により完全子会社又は消滅会社となる上場当事会社の上場株券は、株式移転等の効力発生日の 2 営業日前の日の上場廃止となります。

¹⁵ 後記 2. (2) のとおり、上場当事会社等には、原則として上場日の 2 か月前の日にテクニカル上場を申請していただくこととしております。また、上場申請日提出書類（本書別表 I）の作成期間として、通常は 2 か月程度を確保していただいております。これらの点に鑑みて、上場管理部は、上場当事会社等に対し、上場日から遡って 4 か月前の日までにテクニカル上場に係る事前相談を行っていただくようお願いしております。

¹⁶ テクニカル上場に係る事前相談については、株式移転等に係る事前相談の際に併せて行うことも可能です。上場部における各上場会社担当者にご連絡ください。

上場申請日提出書類は、上場申請日までにご準備ください。上場申請日に向けて、予め上場管理部にて上場申請日提出書類のドラフトを確認させていただき、必要に応じて形式的な不備の修正等のご対応をお願いしております。上場申請日において、上場申請日提出書類に不足がある場合、テクニカル上場審査を開始することができませんので、ご注意ください。

なお、上場申請日提出書類の記載方法等、書類の作成に関する一般的なご質問については随時上場管理部までご相談ください。

(2) 上場申請日

上場申請日当日までに、東証に対して、上場申請日提出書類（本書別表 I）一式をご提出¹⁷のうえ、テクニカル上場をご申請ください。テクニカル上場の申請は、原則として上場日の 2 か月前の日（当該日が休業日に当たるときは、順次繰り下げます。）に受け付けることとしております。

株式移転に伴うテクニカル上場の場合、株式移転に係る効力発生日より前に新規上場会社はまだ設立されていませんが、株式移転に係る株主総会決議を行った後であれば、新規上場会社の設立前であっても、完全子会社となる上場当事会社がテクニカル上場を申請することができます¹⁸。なお、株式交換又は吸収合併に伴うテクニカル上場の場合には、完全親会社又は存続会社となる非上場会社がテクニカル上場を申請することになります。

東証が上場申請日にテクニカル上場の申請を受け付けることにより、上場管理部によるテクニカル上場審査が開始されます。

上場申請日には、上場申請日提出書類の有無の確認と、上場申請日提出書類に形式的な不備がないかといった確認を行うほか、改めて上場日までのスケジュール及び手続きをご説明いたします。また、テクニカル上場にあって必要となる費用及び株式会社証券保管振替機構に提出する書類についても別途上場部からご案内いたします。

(3) 上場申請日から上場承認日まで

上場申請日から上場承認日までの期間（以下「上場審査期間」といいます。）、上場管理部は、上場申請日ま

¹⁷ 実務上は、東証から委託を受け東証市場の自主規制業務を行っている当法人（上場管理部）にご提出いただき、当法人（上場管理部）から東証（上場部）に審査書類を連携いたします。提出方法等については、テクニカル上場に係る事前相談等の際に上場管理部からご案内いたします。

¹⁸ 規程第 201 条第 2 項。なお、株式交換又は吸収合併に伴うテクニカル上場の場合であっても、それらに係る株主総会での承認決議が必要となる場合には、上場申請日に株主総会議事録の提出が必要となります。よって、株式移転等に伴うテクニカル上場の場合、実務上は、上場当事会社等の株主総会を上場日の 2 か月前の日までに開催することが必要となります。

でに受領した上場申請日提出書類に基づき、テクニカル上場審査に係る基準¹⁹（以下「テクニカル上場審査基準」といいます。）への適合状況を審査します。その際、受領した上場申請日提出書類のみでは理解が難しい事項や、より詳細に確認すべき事項等について、電話、メール等により照会させていただくことがあります。

テクニカル上場審査は、上場申請日提出書類の記載を前提に行われますので、上場申請日以降に上場申請日提出書類の記載内容に変更があれば、当該変更内容を直ちに上場管理部にご連絡ください。当該変更がある場合、上場申請日提出書類の訂正をお願いする場合があります²⁰。

また、上場審査期間中には、上場審査期間中に提出を要する書類（本書別表Ⅱ）を上場管理部にご提出いただく必要がありますので、ご対応ください。

以上のほか、上場日より前に、新規上場会社の業績予想等に係る適時開示を行うことが考えられます。上場日より前では、新規上場会社はまだ非上場であり、株式移転の場合には設立されてもいませんが、新規上場会社の業績予想等は投資者が投資判断を行ううえで重要な会社情報の一つですので、可能な限り早い時期に上場当事会社が新規上場会社の業績予想の適時開示を行うことが望まれます。よって、新規上場会社の業績予想等の内容が定まった場合には、上場承認日や上場日の前であっても、上場当事会社は速やかに新規上場会社の業績予想等に係る適時開示を行うことをご検討ください。

（４）上場承認日

テクニカル上場審査の結果、新規上場会社に上場適格性が認められた場合は、テクニカル上場承認の決定をし、テクニカル上場が承認されたことを Target にて上場会社宛に通知し、JPX ウェブサイト²¹等にて対外公表を行います。上場承認日に上場承認に関する適時開示（任意）を実施する場合は、上場部における各上場会社担当者にご連絡ください。

テクニカル上場の承認は、原則として上場日の 1 か月前の日（当該日が休業日に当たるときは、順次繰り下げます。）に公表いたします。

（５）上場承認日から上場日まで

上場承認日以降に、上場部は、新規上場会社に対して、適時開示や決算発表等の諸手続きについての説明や TDnet の利用に係る説明を行うほか、TDnet の ID 及びパスワードを交付します。

また、上場承認後に提出を要する書類（本書別表Ⅲ①～③）について説明いたします。

¹⁹ 規程第 209 条、第 215 条及び第 221 条

²⁰ 字句修正等の軽微な修正の場合は訂正が不要となる場合もあります。

²¹ <https://www.jpx.co.jp/listing/stocks/new/index.html>

新規上場の承認後の手続きについては、上場会社ナビの該当ページをご覧ください²²。

なお、上場審査料については、後記 4.をご参照ください。

(6) 上場日

新規上場会社は、上場日当日に提出を要する書類（本書別表Ⅲ【②上場日に提出を要する書類】）を上場部にご提出ください。

グロース市場への新規上場会社は、上場日に「事業計画及び成長可能性に関する事項」について開示が求められます²³。

その他、上場日には、新規上場会社が業績予想等に係る適時開示を行うことが考えられます。

業績予想に相当する情報は、内部者取引規制の重要事実該当する場合がありますので、上場当事会社は、上場日より前に新規上場会社の業績予想等に係る適時開示を行っている場合²⁴でも、新規上場会社自らが、別途業績予想等に係る適時開示を行うことをご検討ください。

(7) 上場日以降

上場当事会社が、通期決算又は四半期決算の発表を行わないまま上場廃止となった場合には、原則として、新規上場会社が、上場廃止となった上場当事会社の当該決算の内容が定まり次第、直ちに当該決算の発表を行ってください²⁵。

なお、新規上場料については、後記 4.をご参照ください。

²² 上場会社ナビ「新規上場承認後の手続き（テクニカル上場）」

(<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge8287.html>) をご参照ください。

²³ グロース市場の上場会社は、投資者に合理的な投資判断を促す観点から、「事業計画及び成長可能性に関する事項」について、新規上場日の開示が求められるほか、少なくとも1事業年度に対して1回以上の頻度（うち、事業年度経過後3か月以内に1回以上）で、進捗状況を反映した最新の内容によって開示することが義務付けられています。

²⁴ 前記 2. (3) をご参照ください。

²⁵ 例えば、3月期決算の上場当事会社が10月1日を株式移転の効力発生日として同日にテクニカル上場を行う場合は、上場当事会社の第2四半期決算の内容が定まり次第、完全親会社となる新規上場会社に当該決算の内容を発表していただくことになります。

3. テクニカル上場審査の基準

上場審査期間中に行われるテクニカル上場審査において、上場管理部は、新規上場会社及び新規上場会社が発行する株券について、以下の表のすべてのテクニカル上場審査基準に適合するか否かを確認します。

項目	テクニカル上場審査基準の内容	根拠規定
① 株主数 ²⁶	新規上場会社の株主数が、テクニカル上場後最初に終了する事業年度末日までに、以下の基準を充足する見込みがあること。 スタンダード市場：400人以上 プライム市場：800人以上 グロース市場：150人以上	・ 規程第 209 条第 1 項第 3 号 a ・ 規程第 215 条第 1 項第 3 号 a ・ 規程第 221 条第 1 項第 3 号 a
② 流通株式 ²⁷	新規上場会社の流通株式の数が、テクニカル上場後最初に終了する事業年度末日までに、以下の基準を充足する見込みがあること。 スタンダード市場：2,000 単位以上 プライム市場：2 万単位以上 グロース市場：1,000 単位以上	・ 規程第 209 条第 1 項第 3 号 b ・ 規程第 215 条第 1 項第 3 号 b ・ 規程第 221 条第 1 項第 3 号 b
	新規上場会社の流通株式の時価総額が、テクニカル上場後最初に終了する事業年度末日までに、以下の基準を充足する見込みがあること。 スタンダード市場：10 億円以上 プライム市場：100 億円以上 グロース市場：5 億円以上	・ 規程第 209 条第 1 項第 3 号 c ・ 規程第 215 条第 1 項第 3 号 c ・ 規程第 221 条第 1 項第 3 号 c
	新規上場会社の流通株式の数が、テクニカル上場後最初に終了する事業年度末日までに、以下の基準を充足する見込みがあるこ	

²⁶ 新規上場会社の株券を 1 単位以上所有する者の数をいいます（規程第 205 条第 1 号）。

²⁷ 上場株券のうち、当該株券の数の 10%以上を所有する者が所有する株券その他の流通性の乏しい株券として施行規則で定めるものを除いたものをいいます（規程第 2 条第 96 号、施行規則第 8 条）。

項目	テクニカル上場審査基準の内容	根拠規定
	と。 スタンダード市場：上場株券の 25%以上 プライム市場：上場株券の 35%以上 グロース市場：上場株券の 25%以上	・ 規程第 209 条第 1 項第 3 号 d ・ 規程第 215 条第 1 項第 3 号 d ・ 規程第 221 条第 1 項第 3 号 d
③ 株式事務代行機関の設置	・ 新規上場会社が、株式事務を東証の承認する株式事務代行機関に委託しているか、又は上場当事会社等が当該株式事務代行機関から新規上場会社の株式事務を受託する旨の内諾を得ていること。	・ 規程第 209 条第 1 項第 1 号、第 205 条第 1 項第 8 号 ・ 規程第 215 条第 1 項第 1 号、第 205 条第 1 項第 8 号 ・ 規程第 221 条第 1 号、第 205 条第 8 号
④ 単元株式数	・ 新規上場会社の発行する株券の単元株式数が、上場の時に 100 株となる見込みがあること。	・ 規程第 209 条第 1 項第 1 号、第 205 条第 1 項第 9 号 ・ 規程第 215 条第 1 項第 1 号、第 205 条第 1 項第 9 号 ・ 規程第 221 条第 1 項第 1 号、第 205 条第 1 項第 9 号
⑤ 株券の種類	・ 新規上場会社の発行する株券が、次の a から c までに掲げる株券のいずれかであること。この場合において、b に掲げる株券にあっては、当該株券以外にテクニカル上場の申請を行う銘柄がないこと。 a) 議決権付株式を 1 種類のみ発行している会社における当該議決権付株式 b) 複数の種類の議決権付株式を発行している会社において、取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が他のいずれの種類の議決権付株式よりも高い種類の議決権付株式 c) 無議決権株式	・ 規程第 209 条第 1 項第 1 号、第 205 条第 1 項第 10 号 a ～ c ・ 規程第 215 条第 1 項第 1 号、第 205 条第 1 項第 10 号 a ～ c ・ 規程第 221 条第 1 項第 1 号、第 205 条第 1 項第 10 号 a ～ c

項目	テクニカル上場審査基準の内容	根拠規定
⑥ 株式の譲渡制限	・ 新規上場会社の株式の譲渡につき制限を行っていないこと又はテクニカル上場のときまでに制限を行わないこととなる見込みがあること ²⁸ 。	・ 規程第 209 条第 1 項第 1 号、第 205 条第 1 項第 11 号 ・ 規程第 215 条第 1 項第 1 号、第 205 条第 1 項第 11 号 ・ 規程第 221 条第 1 項第 1 号、第 205 条第 1 項第 11 号
⑦ 指定保管振替機関における取扱いに係る同意	・ 新規上場会社の発行する株券が、指定保管振替機関（株式会社証券保管振替機構）における株券の取扱いの対象であること又は対象となる見込みがあること。	・ 規程第 209 条第 1 項第 1 号、第 205 条第 1 項第 12 号 ・ 規程第 215 条第 1 項第 1 号、第 205 条第 1 項第 12 号 ・ 規程第 221 条第 1 項第 1 号、第 205 条第 1 項第 12 号
⑧ 株主の権利の不当な制限	・ 新規上場会社の発行する株券の株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると東証が認めた場合に該当しないこととなる見込みがあること。	・ 規程第 209 条第 1 項第 2 号、第 601 条第 1 項第 15 号 ・ 規程第 215 条第 1 項第 2 号、第 601 条第 1 項第 15 号 ・ 規程第 221 条第 1 項第 2 号、第 601 条第 1 項第 15 号
⑨ 反社会的勢力の関与	・ 新規上場会社が、反社会的勢力の関与を受けているものとして施行規則で定める関係 ²⁹ を有している事実が判明した場合において、その実態が東証市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと東証が認めるときに該当しないこととなる見込みがあること。	・ 規程第 209 条第 1 項第 2 号、第 601 条第 1 項第 19 号 ・ 規程第 215 条第 1 項第 2 号、第 601 条第 1 項第 19 号 ・ 規程第 221 条第 1 項第 2 号、第 601 条第 1 項第 19 号
⑩ 公益又は投資者保護	・ 新規上場会社の発行する株券が、公益又は投資者保護のため、東証が上場廃止を適当と認めた場合に該当しないこととなる見込みがあること。	・ 規程第 209 条第 1 項第 2 号、第 601 条第 1 項第 20 号 ・ 規程第 215 条第 1 項第 2 号、第 601 条第 1 項第 20 号 ・ 規程第 221 条第 1 項第 2 号、

²⁸ 例外として、施行規則で定める特別の法律の規定に基づき株式の譲渡に関して制限を行う場合であって、かつ、その内容が東証市場における売買を阻害しないものと認められるときは、新規上場会社の株式について譲渡が制限されていてもテクニカル上場を行うことができます（施行規則第 212 条第 9 項各号）。

²⁹ 施行規則第 601 条第 16 項、第 436 条の 4

項目	テクニカル上場審査基準の内容	根拠規定
		第 601 条第 1 項第 20 号

4. テクニカル上場に伴う費用について

テクニカル上場に当たっては、以下の２種類の費用が必要となります。上場申請日以降、上場部よりご連絡いたします。

料金	金額（外税） ³⁰	支払期限
上場審査料 ³¹	・ スタンダード市場：150 万円 ・ プライム市場：200 万円 ・ グロース市場：100 万円	上場申請日の属する月の翌月末日
新規上場料 ³²	・ 新規上場会社が発行する株券の上場日における上場時価総額³³から、上場廃止となった株券（上場廃止となった株券の発行者が複数ある場合には、上場廃止前における上場時価総額が最も大きい発行者が発行する株券に限る。）の上場廃止前における上場時価総額³⁴を控除した額に万分の 2 を乗じて得た金額。ただし、1, 000 万円を上限とする。	上場日の属する月の翌月末日
【計算例】：A 社、B 社が共同株式移転を行い新規上場会社 C を新設し、テクニカル上場を行う場合 ● A 社・B 社ともに上場会社である場合 $\{ (\text{新規上場日における C の時価総額}) - (\text{売買最終日における A 又は B の大きい方の時価総額}) \}$ $\times 2 / 10,000$ 【上限 1, 000 万円】 ● A 社が上場会社、B 社が非上場会社である場合 $\{ (\text{新規上場日における C の時価総額}) - (\text{売買最終日における A の時価総額}) \}$ $\times 2 / 10,000$ 【上限 1, 000 万円】		

³⁰ 通常のケースでは想定されませんが、個別の事案によっては、表に記載している料金のほかにテクニカル上場審査に要した実費相当額の費用が必要になる可能性があることにご留意ください（施行規則第 702 条第 3 項、第 4 項）。

³¹ 施行規則第 702 条第 2 項第 1 号

³² 施行規則第 707 条第 3 項、同第 2 項、施行規則付則(平成 19 年 11 月 1 日) 第 8 条第 6 項

³³ 上場日の売買立会における最終価格に、上場日における上場株券の数を乗じて得た額（上場日において売買が成立しない場合には、上場日後最初に売買が成立した日の売買立会における最終価格に、当該日の上場株券の数を乗じて得た額）をいいます。

³⁴ 上場廃止前の売買最終日の売買立会における最終価格に、当該売買最終日における上場株券の数を乗じて得た額（当該売買最終日の売買立会において売買が成立していない場合には、売買立会において売買が成立した直近の日の売買立会における最終価格に、当該売買最終日における上場株券の数を乗じて得た額）をいいます。

5. Q & A

以下では、過去にテクニカル上場を行った上場当事会社等からよくご質問を受けた事項について記載しております。

Q1 1社又は3社以上の会社を株式移転等の当事会社とするテクニカル上場は可能ですか。

A 1.

可能です。

例えば、当事会社が1社のテクニカル上場は、上場会社が単独で株式移転を行い完全親会社を設立し持株会社化する場合が考えられ、当事会社が3社以上のテクニカル上場は、上場会社を含む3社以上の会社が株式移転を行い持株会社化する場合等が考えられます。

株式移転等に係る当事会社が多数の場合は、上場申請日提出書類の作成等に時間を要することも考えられますので、余裕を持ったスケジュールで事前相談を行ってください。

Q2 上場会社と非上場会社とが株式移転等を行い、テクニカル上場を行うことを検討しています。非上場会社との株式移転等を行う場合は常に不適当な合併等に係る審査(以下「不適当合併審査」といいます。)が行われますか。

A 2.

不適当な合併等に係る上場廃止基準は、いわゆる裏口上場の防止を目的としているものであり、上場会社が非上場会社と株式移転等を行った結果、上場会社に実質的存続性が認められず、かつ上場日の属する事業年度の末日から3年を経過する日までの期間に通常の新規上場審査基準に準じた基準³⁵に適合しない場合に上場廃止となるものです。実質的存続性の有無の審査については、裏口上場防止の観点から一般に問題があるとは考えにくい態様を軽微基準に定め、株式移転等が軽微基準に該当する場合は実質的存続性があるものとして取り扱います³⁶。株式移転等が軽微基準に該当する場合には、さらに詳細な不適当合併審査が行われることはありません。

株式移転等が軽微基準に該当しない場合には、株式移転等による上場会社の実質的存続性の有無について、さらに詳細な不適当合併審査が行われます。実質的存続性の有無の判断は、当事会社の経営成績及び財政状態、役員構成及び経営管理組織（事業所の所在地を含みます。）、株主構成、商号又は名称、その他当該行為により上場会社に大きな影響を及ぼすと認められる事項を総合的に勘案して行われるもので、概して規模の大小等これらの優位性の比較を行うものです。したがって、当事会社の事業内容や事業の継続性に関して何らかの判断

³⁵ 施行規則第601条第5項第6号

³⁶ 施行規則第601条第5項第2号

をするものではありません³⁷。

Q3

上場会社と非上場会社とが株式移転等を行い、テクニカル上場を行うことを検討しています。不適当合併審査が終わらないと、テクニカル上場は行えませんか。

A 3.

不適当合併審査は、テクニカル上場審査から独立して行われますので、不適当合併審査の終了の有無にかかわらず、テクニカル上場を行うことが可能です。

新規上場会社において上場当事会社の実質的存続性が無いと判断された場合でも、当該審査結果はテクニカル上場を妨げるものではなく、新規上場会社がテクニカル上場審査基準に適合していればテクニカル上場を行うことは可能です。ただし、上場当事会社の実質的存続性が無いと判断された場合は、新規上場会社の株券は、上場日に「新規上場審査基準に準じた基準に適合しているかどうかの審査を受けるための猶予期間」に入り、上場日の属する事業年度の末日から 3 年を経過する日までの期間に通常の新規上場審査基準に準じた基準に適合しなければ上場廃止となります。

Q4

上場当事会社の 4 桁の銘柄コードは、新規上場会社に引き継がれますか。

A 4.

上場当事会社の銘柄コードは新規上場会社に引き継がれません。

テクニカル上場により上場する主体が上場当事会社から新規上場会社になるため、証券コード協議会³⁸が、テクニカル上場により新たに上場する新規上場会社の銘柄コードを新たに設定します。新たに設定された銘柄コードは、JPX ウェブサイト³⁹及び Target において上場承認日に公表されます。

³⁷ 不適当合併審査の詳細については、上場会社ナビ (<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge6862.html>) 又はガイドブックの「第 3 編第 2 章 上場会社に対する自主規制の概要【不適当合併等に係る上場廃止審査の概要】」をご参照ください。

³⁸ 全国 5 つの証券取引所（東京証券取引所、大阪取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所、札幌証券取引所）及び証券保管振替機構から組織され運営されている協議会です。

³⁹ <https://www.jpx.co.jp/listing/stocks/new/index.html>

Q5

新規上場会社の業種分類や銘柄コードはどのように決まりますか。

A 5.

新規上場会社の業種は、証券コード協議会の定める「業種別分類に関する取扱い要領」⁴⁰という規則に基づいて、証券コード協議会が決定します。「業種別分類に関する取扱い要領」では、業種別分類項目を33の中分類に分け、対象となる会社の有価証券報告書等をもとに、会社の主要業務が証券コード協議会の定める「業種別分類項目」のどの分類に入るかを判断し、業種を決定することとされています。なお、各中分類項目（33分類）に含まれる事業の範囲は、原則として総務省の定める「日本標準産業分類」に基づいております。

一方、銘柄コードは、株式銘柄コード枠内の余裕コードの中から、新規上場会社の事業規模、信用度等に関係なく新規上場日等の順により、証券コード協議会が決定します。

Q6

新規上場会社の銘柄略称はどのように決まりますか。

A 6.

新規上場会社が希望する銘柄略称が決定され、上場承認日に公表されます。

ただし、全角10文字⁴¹以内という字数制限や、一部使用できない記号等があるほか、既に他の上場会社を使用している銘柄略称はもちろん、他の上場会社の銘柄略称と混同を招くおそれがあるものは使用できない等の一定の制限があります。

Q7

前記2.では、上場日の2か月前の日（当該日が休業日に当たるときは、順次繰り下げます。）を上場申請日とし、上場日の1か月前の日（当該日が休業日に当たるときは、順次繰り下げます。）を上場承認日とするとされていますが、これとは異なる日程で、上場申請を行ったり上場承認を受けたりすることはできますか。

A 7.

テクニカル上場に係るスケジュールは、過去のテクニカル上場の事案を勘案のうえ、上場申請日提出書類の作成や上場申請日提出書類に不備がある場合の修正のためにある程度余裕を持ってご対応いただく観点から、実務上統一的な運用を行っています。かかるスケジュールでは対応できないやむをえない事情がある場合は、テクニカル上場に係る事前相談等において速やかにご相談ください。なお、現在の運用とは異なる日程で上場申請等が行われる場合、当初の予定どおりにテクニカル上場を行えない可能性があることにご留意ください。

⁴⁰ 証券コード協議会ウェブサイト（<https://www.jpx.co.jp/sicc/sectors/01.html>）をご参照ください。

⁴¹ 例えば●●HDの「HD」等、英字も全角扱いとなります。また、グロース市場へのテクニカル上場の場合は「Gー」を含めて全角10文字以内となります。

Q8

テクニカル上場による新規上場会社の市場区分はどのように決まりますか。

A 8.

市場区分については、原則として上場当事会社の市場区分が新規上場会社に引き継がれます。上場当事会社がスタンダード市場に上場している場合はスタンダード市場に、上場当事会社がプライム市場に上場している場合はプライム市場に、上場当事会社がグロース市場に上場している場合はグロース市場に新規上場会社はテクニカル上場することになります。

Q9

上場申請日までに作成が間に合わない上場申請日提出書類があってもテクニカル上場申請を受け付けてもらえますか。

A 9.

一部でも上場申請日提出書類の提出が上場申請日に間に合わない場合、その当日には上場申請を受け付けられません。

上場申請日提出書類のすべてがそろって初めてテクニカル上場審査が開始されるため、すべての上場申請日提出書類を上場申請日までにご提出いただく必要があります。よって、上場申請日までに上場申請日提出書類のすべてを提出する日程でご準備ください。やむをえない事情により上場申請日までにすべての上場申請日提出書類の提出が間に合わない場合は、お早めに上場管理部担当者にご相談ください。

別表 I 上場申請日提出書類一覧

【書類作成上の全般的な留意事項】

① 「申請会社」、「提出会社」の別について

上場申請日提出書類には「申請会社」及び「提出会社」の2種類を記載する欄があります。「申請会社」とは、株式移転等に伴い新規に上場契約を結ぶ主体となる会社⁴²であって、テクニカル上場を申請する会社をいいます。「提出会社」とは、株式移転に伴うテクニカル上場の場合に、テクニカル上場を申請する会社が上場申請日時点では設立されていないため、申請会社に代わって上場申請日提出書類の作成やテクニカル上場審査への対応等を行う会社をいいます。以下では、上場申請日提出書類上の用語に従い、「申請会社」と「提出会社」という表現を使用します。

なお、申請会社・提出会社の別は、以下の表をご参照ください。

組織再編	申請会社	提出会社
株式移転	完全親会社となる会社（上場申請日時点で未設立）	完全子会社となる会社（共同株式移転をする場合は全当事会社が提出会社となります。）
株式交換	完全親会社となる会社	記載不要。
吸収合併	存続会社	記載不要。

② 上場申請日提出書類作成上の基準日について

すべての上場申請日提出書類の基準日は、上場日です。よって、上場申請日提出書類には、上場申請日時点に見込まれる上場日時点の申請会社の状況を記載する必要があります。したがって、上場申請日提出書類は、なるべく上場申請日直前の状況を基にご作成ください。また、上場申請日提出書類の提出時点で、上場申請日から上場日までの間における申請会社の会社情報の変更（例えば自己株式の消却等）が見込まれている場合には、かかる変更後の申請会社の会社情報を基にご作成ください。

⁴² 本文における「新規上場会社」を指します。

上場申請日提出書類の名称、様式及び主な留意事項は以下のとおりです⁴³。なお、以下の表に記載している書類は、株式移転等に伴うテクニカル上場の際にご提出いただいている一般的な書類であり、個別具体的な事案によっては他にもご提出いただく書類があることにご留意ください。

上場申請日提出書類	様式	媒体	主な留意事項
提出書類一覧	指定なし	書面	- 申請会社名、提出会社名（株式交換・吸収合併の場合は申請会社のみ）及びそれぞれの代表者名を記載、会社印、代表者印を⁴⁴のうえ提出。 - 申請日において申請会社が設立されていない場合は、申請会社の押印は不要。
有価証券新規上場申請書	東証所定 ⁴⁴	書面	
新規上場申請に係る宣誓書	東証所定	書面	
反社会的勢力との関係がないことを示す確認書	東証所定	書面	
東証への新規上場申請を決議した取締役会の議事録の写し	指定なし	電子ファイル	- 株式移転の場合は全提出会社が、株式交換及び吸収合併の場合は申請会社が提出。 「上場申請を行う旨」及び「対象となる上場市場」が明記されていることが必要⁴⁵。 - 抄本（上場申請の決議に係る部分のみの抜粋）を提出する場合は、当該抄本が原本と相違ない旨の原本証明（代表者印が必要）を付記した PDF ファイルを提出。
申請会社の定款（案）	指定なし	電子ファイル	上場申請日時点ではすべての内容が確定していない場合は当該時点でのドラフトを提出。
申請会社の経理規程、原価計算規程、職務権限規程、営業	指定なし	電子ファイル	規程類の名称が違う場合でも、実質的には例示しているものと同じ内容の規程類を提出。

⁴³ 規程第 204 条、第 210 条、第 216 条、施行規則第 203 条、第 205 条、第 217 条、第 219 条、第 230 条、第 232

⁴⁴ <https://www.jpx.co.jp/equities/listing-on-tse/documents/01.html>。「新規上場申請に係る宣誓書」及び「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」の様式も、こちらをご参照ください。なお、東証所定の各様式については、テクニカル上場に係る事前相談の前に、上場管理部担当者からご案内します。

⁴⁵ 取締役会議事録の本文には記載がなくても、議事録の別紙として添付されている株式移転計画書等の中で、「上場申請を行う旨」及び「対象となる上場市場」が明記されていれば構いません。その場合は別紙もご提出ください。

上場申請日提出書類	様式	媒体	主な留意事項
管理規程、株式事務取扱規程、内部者情報管理規程その他これらに類する諸規則（業務分掌規程、関係会社管理規程）の写し(案)			- 申請会社において作成する必要がない規程類については作成・提出は不要⁴⁶。 - 上場申請日時点ではすべての内容が確定していない場合は当該時点でのドラフトを提出。
株式事務代行機関の設置を証する書面の写し	指定なし ⁴⁷	電子ファイル	- 株式事務を東証の承認する株式事務代行機関として施行規則第 212 条第 7 項各号で定めるものに委託しているか、又は当該株式事務代行機関から受託する旨の内諾を得ていることを示す書面（覚書等）を提出。 - 申請会社（株式交換・吸収合併の場合）又は提出会社（株式移転の場合）及び株式事務代行機関名とそれぞれの代表者名を記載、押印のうえ PDF ファイルを提出。
新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）	指定なし	電子ファイル	- 上場承認日に JPX ウェブサイトに掲載。 - 企業内容等の開示に関する内閣府令に定める有価証券届出書第 2 号 6 様式を基に作成。 - 本報告書における「提出日」の日付は、上場申請日ではなく JPX ウェブサイトに掲載されることとなる上場承認予定日を記載。 - 大株主の欄は、可能な限り名寄せした上で記載。
新規上場申請日以後における株券等の分布状況に関する予定書	東証所定 ⁴⁸	電子ファイル	- 株主数欄は可能な限り名寄せした上で記載。 - 各種株式数については、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）上の記載と一致する数値を記載。
株主総会議事録、（当事会社の中に非上場会社が含まれる場合のみ）当該非上	指定なし	電子ファイル	株主総会において株式移転等に係る承認決議を行った全当事会社（当事会社の中に非上場会社が含まれる場合のみ、当該非上場会社の株主総会の招集通知及びその添付書類を提出。

⁴⁶ 例えば、株式移転に伴うテクニカル上場の場合に、申請会社である持株会社において、原価計算規程、営業管理規程等の規程を作成しないことが考えられます。

⁴⁷ 東証及び当法人で様式の用意はございませんので、委託している又は委託を検討している株式事務代行機関にご相談ください。

⁴⁸ 「新規上場申請日以後における株券等の分布状況に関する予定書」の様式は、個別に上場管理部からご案内いたします。

上場申請日提出書類	様式	媒体	主な留意事項
場会社の株主総会の招集通知及びその添付書類			- 株主総会議事録については、提出を要する会社の株主総会において、株式移転等の組織再編について承認された旨が明記されていることが必要。 - 抄本（株式移転等の組織再編の決議に係る部分のみの抜粋）を提出する場合は、当該抄本が原本と相違ない旨の原本証明（代表者印が必要）を付記した PDF ファイルを提出。
（当事会社の中にどの市場にも上場していない会社が含まれる場合のみ） 当該非上場会社の監査報告書 ⁴⁹	指定なし	書面又は電子ファイル	- 当事会社の中にどの市場にも上場していない会社が含まれる場合は、当該会社について最近 2 年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等に係る監査報告書のデータを新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の最後に添付することが必要。 - 書面の監査報告書を作成する場合は、原本の提出も必要。
（株式交換及び吸収合併の場合のみ） 申請会社の登記事項証明書	指定なし	書面	株式移転の場合は、申請日において申請会社が設立されていないため、不要。ただし、上場日には「登記日に登記申請を行ったことを証する書類」（本書別表Ⅲ【②上場日に提出を要する書類】参照）を、上場後は速やかに「新規上場申請者の登記事項証明書」（本書別表Ⅲ【③上場後速やかに提出を要する書類】参照）を上場部に提出することが必要。

⁴⁹ 有効な監査報告書（署名済みの監査報告書、又は、電磁的方法によって作成され、作成者による電子署名が行われている監査報告書）をご用意ください。

別表Ⅱ 上場審査期間中に提出を要する書類一覧

以下の書類を上場申請日以降遅滞なく提出してください⁵⁰。なお、以下の表に記載している書類は、株式移転等に伴うテクニカル上場の際にご提出いただいている一般的な書類であり、個別具体的な事案によっては他にもご提出いただく書類があることにご留意ください。

上場審査期間中の 提出書類	様式	媒体	主な留意事項
新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の適正性に関する確認書	東証所定 ⁵¹	書面	- 上場承認日にJPX ウェブサイトに掲載。 - 申請会社名、提出会社名（株式交換・吸収合併の場合は申請会社のみ）及びそれぞれの代表者名を記載、会社印、代表者印を^{押印}し、^{代表者自署}のうえ提出。 なお、申請日において申請会社が設立されていない場合は、申請会社の押印は不要。 - 提出日付は、JPX ウェブサイトに掲載されることとなる上場承認予定日（Ⅰの部の表紙に記載する「提出日」と同一）を記載。
新規上場会社概要（日本語版・英語版）	東証所定 ⁵²	電子ファイル	- 上場承認日にJPX ウェブサイトに掲載。 - 上場管理部にて作成するドラフトに希望する銘柄略称、申請会社のホームページアドレス等の必要事項を記載し提出。
企業行動規範に係る確認事項	東証所定	電子ファイル	申請会社及び提出会社（株式交換・吸収合併の場合は申請会社のみ）の状況について記載し提出。
コーポレート・ガバナンスに関する報告書 ⁵³ （案）	東証所定	電子ファイル	提出時においてすべての内容が確定していない場合は当該時点でのドラフトを提出。
新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）のPDFファイル	指定なし	電子ファイル	- 上場申請日以降に上場管理部にて確認後、遅滞なく提出。 - JPX ウェブサイト⁵⁴への掲載用。 - プロパティ情報を削除し、しおり（インデックス）を付けて提出。

⁵⁰ 規程第 204 条、第 210 条、第 216 条、施行規則第 211 条、第 225 条、第 238 条

⁵¹ <https://www.jpx.co.jp/equities/listing-on-tse/documents/01.html>

⁵² 様式は個別に上場管理部からご案内いたします。別表Ⅱにおける他の「東証所定」の様式も同様です。

⁵³ <https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/01.html>

⁵⁴ <https://www.jpx.co.jp/listing/stocks/new/index.html>

別表Ⅲ 上場承認後に提出を要する書類一覧

以下の書類はすべて Target 等を通じて上場部にご提出ください⁵⁵⁵⁶。ご提出に際しドラフトの事前送付は不要ですが、ご不明点などございましたらご遠慮なく上場部までお問い合わせください。

なお、以下の表に記載している書類は、株式移転等に伴うテクニカル上場にあたってご提出いただいている一般的な書類であり、個別具体的な事案によっては他にもご提出いただく書類があることにご留意ください。

【①上場日前日までに提出を要する書類】

上場日前日までに提出を要する書類には、提出日時点に見込まれる上場日時点の申請会社の状況をご記載ください。

上場日前日までの提出書類	様式	媒体	主な留意事項
代表者関係通知書	東証所定 ⁵⁷	電子ファイル	- Target「その他届出書類」からファイルを提出。 - 上場申請時に提出した「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に記載の代表者について、上場日までに変更となる場合のみ提出が必要です。 - PDF 化し、提出書類名を「代表者関係通知書」として提出。
親会社等の状況に関する通知書	東証所定	電子ファイル	- Target「その他届出書類」からファイルを提出。 - PDF 化し、提出書類名を「親会社等の状況に関する通知書」として提出。
支配株主の状況に関する通知書	東証所定	電子ファイル	- Target「その他届出書類」からファイルを提出。 - PDF 化し、提出書類名を「支配株主の状況に関する通知書」として提出。
a. 発行（交付）株式数確定通知書（合併、株式交換、会社分割用）	東証所定	電子ファイル	<合併、株式交換の場合> Target「発行（交付）株式数確定通知書（合併、株式交換、会社分割用）」からファイルを提出。 <株式移転の場合>

⁵⁵ 上場会社ナビ「新規上場承認後の手続き（テクニカル上場）」

(<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge8287.html>) をご参照ください。

⁵⁶ Target の提出画面上の市場区分や会社名等は、上場日以降に表示されますので、提出時は空欄となっても問題ございません。

⁵⁷ 「代表者関係通知書」の様式は、上場会社ナビ「新規上場承認後の手続き（テクニカル上場）」

(<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge8287.html>) をご参照ください。同表における他の「東証所定」の様式も同様です。

b. 発行株式数確定通知書（株式移転用） ※ a、b どちらかをご提出ください			- Target「発行株式数確定通知書（株式移転用）」からファイルを提出。 <共通> - PDF 化し、提出書類名を「発行（交付）株式数確定通知書（合併、株式交換、会社分割用）」または「発行株式数確定通知書（株式移転用）」として提出 <u>上場日前日（前営業日）の 15:30 まで</u>に提出
株式数等の変動に係る調査票	東証所定	電子ファイル	- Target「その他届出書類」からファイルを提出。 - Excel ファイルで、提出書類名を「株式数等の変動に係る調査票」として提出。
情報取扱責任者通知書	—	—	- Target「会社基本情報（情報取扱責任者変更）」画面に直接入力。 「効力発生日」は上場日を入力。
株式事務担当課等通知書	—	—	- Target「会社基本情報（株式事務担当課変更）」画面に直接入力。 「効力発生日」は上場日を入力。

【②上場日当日に提出を要する書類】

上場日に提出を要する書類には、申請会社の状況をご記載ください。

別途、上場日当日に行う業績予想等の開示については、事前にドラフトを作成のうえ、東証開示担当者までご送付ください。

上場日提出書類	様式	媒体	主な留意事項
株券上場契約書	東証所定 ⁵⁸	書面	- 申請会社印、代表者印を^{押印}し提出。 - 郵送をお願いします。 ※上場承認時にメールにてご案内した先にお送りください。 ※上場日と法人設立日が同日である場合は、上場日に発送いただくことで差し支えございません。
諸規則 ⁵⁹ の写し	指定なし	電子ファイル	- 上場申請日に提出した諸規則の確定版を提出。 - 電子メールでご提出ください。 ※上場承認時にメールにてご案内した先にお送りください。
株式事務代行機関の設置を証する書面の写し	指定なし	電子ファイル	- 新設会社の場合は契約書の写し。 - 電子メールでご提出ください。 ※上場承認時にメールにてご案内した先にお送りください。
登記日に登記申請を行ったことを証する書類	指定なし	電子ファイル	- 登記申請後に法務局より通知される「受付のお知らせ」等の書面をご提出ください。 - 上場日に登記申請を行わない場合は、登記申請日に提出。 ※ただし、株式移転又は新設合併によるテクニカル上場において、上場日に設立登記申請を行わない場合は事前にご連絡ください。 - 電子メールでご提出ください。 ※上場承認時にメールにてご案内した先にお送りください。
定款	指定なし	電子ファイル	- TDnet 登録。 <u>上場日当日の 7 : 30～17:00 の間に登録</u>

⁵⁸ 株券上場契約書の様式は、上場会社ナビ「新規上場承認後の手続き（テクニカル上場）」

(<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge8287.html>) をご参照ください。同表における他の「東証所定」の様式も同様です。

⁵⁹ 経理規程、原価計算規程、職務権限規程、営業管理規程、株式事務取扱規則、内部者情報管理規程、その他これらに類する諸規則（業務分掌規程、関係会社管理規程）

コーポレートガバナンスに関する報告書	東証所定 ⁶⁰	電子ファイル	・ TDnet 登録。 ・ <u>上場日当日の 7 : 30～17:00 の間</u>に登録 ・ 記載要領は上場会社ナビ「コーポレート・ガバナンスに関する報告書 記載要領」 (https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge7865.html) をご参照ください。
独立役員届出書	東証所定 ⁶¹	電子ファイル	・ TDnet 登録。 ・ <u>上場日当日の 7 : 30～17:00 の間</u>に登録

⁶⁰ <https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/01.html>

⁶¹ <https://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/doc/domestic-stock/>

【③上場後速やかに提出を要する書類】

上場日後速やかに提出を要する書類	様式	媒体	主な留意事項
新規上場申請者の登記事項証明書	指定なし	書面	- 取得でき次第速やかに提出。 - 郵送をお願いします。 ※上場承認時にメールにてご案内した先にお送りください。
会社法事後開示書類の写し	指定なし	電子ファイル	TDnet 登録。
東証入館証（上場廃止となった会社のもの）	—		- 上場廃止となった会社の入館証を返却。 - 郵送をお願いします。 ※上場承認時にメールにてご案内した先にお送りください。